

制限規定に拠る著作権処理の方法(概略)

99.08.27. 藤波 進(NTT-AT)

一 はじめに

1. 著作権処理の論点(例)

・映画の著作物の利用時

- ex. 特定オブジェクト、フレーム、特定オブジェクトの動き、シーン、ストーリー etc.
保護期間満了著作物 ↔ 所有権、業界慣行、・・・
権利者 ↔ 監督、プロデューサー、・・・
支払金 ← 数額、法的性格、・・・

2. 権利制限の根拠

- (1) 公共の福祉：憲12、憲13、憲22Ⅰ、憲29Ⅱ ← (広義の)必要最小限度の制約
↳ cf. 二重の基準論

- (2) 著作権法：著作権の制限：19条 ← 著作物利用の性質から
- 公益上の
他の権利との調整
社会慣行&権利者の利益を不当に害さない
・
・

↓

著30条～49、但し第50条(著作者人格権との関係)
↳ cf. 任意規定か強行規定か、
限定的列挙か例示的列挙か、・・・

著作隣接権の制限：著 102条

}

(公正な利用)

cf. 著 1条(目的)・・・文化的所産の公正な利用に留意しつつ、
・・・もって文化の発展に寄与すること・・・

民1Ⅲ(←憲12)、(民1Ⅱ)

fair use/fair dealing：公正使用 ← common law (vs 実定法)

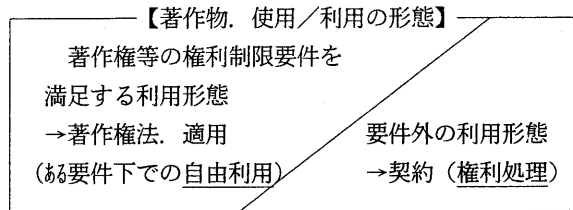
注1. 本稿で使用する用語等(文言、用例)は法律論的正確さを示すものではない。

注2. 本稿では著作権の制限(時間的制限；著51-58、相続人不存在等；著62、
権利の目的とならない著作物；著13、10②、自由利用；著30-49、裁定；著67-69、
翻訳権の強制許諾；万国特例法5)のうち、自由利用；著30-49について論じる。

二. 全体構造 (要件具備による刑罰等の責任回避 等)

1. 実体法

特に著作権法



2. 手続法 (的)

(1) 著作権法 (特別刑法: 刑8)

→違法性阻却事由 (ex: 刑35-37)の具備による違法性阻却
責任阻却事由の具備による責任阻却

} 故意責任の回避
(→犯罪の不成立)

(2) 一般法(ex. 民法) 等

→情報の双方向流通や意思の重複確認等による 不法行為責任 (特に 過失責任) の回避
債務不履行責任/瑕疵担保責任の回避

cf1. 不競法、(商行為法)

cf2. 二次利用者に係る著作物一次利用者の結果予測/結果回避義務

(ex. アーカイブ利用者)

(ex. アーカイブ)

→要件と具体的措置/行為、消費者保護の限界、(証拠性、証拠保全方法)

三. 各論 (要件と具体的措置/行為 等)

1. 利用環境*1

(1) 利用目的: 教育&図書館施設&非営利

(2) 利用形態

① 素材 (著作物等) → デジタル・アーカイブ → アーカイブ 利用者
ex: 映画の著作物 ex: デジタル化、DB化、 ex: 編集、
写真の著作物 システム化(サーチ、再生、...) 複製 (to アーカイブ)

② アーカイブ構築

- ・映像情報(アーカイブ内)のキーワード検索と検索結果映像の端末表示
- ・検索結果映像の選択と端末表示、時間軸での編集
- ・時間軸編集映像のテープ再生と(アーカイブ利用者への)テープ提供

*1: ネットワーク社会科学特別プロジェクト

(NTT情報流通総合研究所 サービスインテグレーション基盤研究所)

2. 要件（効力発生要件、対抗要件）

(1) 著作権の制限*2

①著35（学校その他の教育機関における複製）

趣旨：教育機関における著作物利用の実態と必要性から、必要限度内の著作物の利用を著作権者の経済的利益と衝突しない場合に認める。

要件

- ・目的：授業の過程における使用
- ・主体：教育を担当する者
- ・客体：公表された著作物 + 必要と認められる限度（必要最小限の分量、部数）
- ・施設：非営利目的の教育機関
- ・著作物使用態様：該当著作物の種類、用途、部数、態様が、
著作権者の利益を不当に害さないこと。

- | | | |
|-------------|---|------|
| i. 著作物の種類： | } | (割愛) |
| 複製物の態様： | | |
| ii. 本来の用途： | | |
| iii. 複製部数： | | |
| iv. 複製態様： | | |
| v. 他. 保存期限： | | |
| 表示： | | |

↓ Yes.
{ 複製（著35）、翻訳、編曲、変形又は翻案（著43 I） ができる。 }

②著38（営利を目的としない上演等）

趣旨：関係者が利益を得ることなく無料で行われる、公の上演演奏口述上映(1項)、放送される著作物の有線放送(2項)、放送された著作物の公の伝達(3項前段)、著作物の複製物の貸与(4項)、映画の著作物の複製物の貸与（但し相当な額の補償金支払いを要す）(5項)、並びに、放送された著作物の通常の受信機での営利目的の有料での公の伝達(3項後段) には、著作権は及ばない、とした。

要件：（割愛）

③著31（図書館等における複製）

趣旨 }
 } (割愛)
要件 }

*2：著作権制限規定の適用および適用形態については要件等を厳格に解する（通説）が、制限規定適用の個別具体的な内容については見解が分かれることがある。

(2) 権利処理

利用環境下での著作権制限規定を越える著作物の利用については権利処理（許諾契約等）して、要件を定める。

ex: 公衆送信権（23条）：制限規定（35条31条）の権利制限外利用につき、

翻案権等（27条）：制限規定（31条）の権利制限外利用につき、

但し、編集のみの利用とした場合は翻案権等は動かず、

27条の処理は不用と解することも出来る。

実演家の録音権録画権、送信可能化権（91条92/2条）：

非営利利用での複製：著38条の対象外であり権利が動く→権利処理（許諾契約等）

再生^{*3}上映；著35条の対象外利用 → 著38条適用（と解する）

cf.（論点）制限規定の重畳適用

(3) 著作権制限規定と著作者人格権

原則：個々の保護著作物についての翻案は行わず、

時間軸での編集（並び換え）^{*4}に留めること（を要件とする）。

理由：著作権制限規定の適用は著作者人格権に影響しない（著50）ことから制限規定適用に際しては著作者人格権に十分な配慮をする必要がある。特にデジタル化した場合の同一性保持権の射程範囲については様々な説があることから（今回は）上記を要件とする。

(4) 一般法、手続法等：（口頭報告）

故意責任、不法行為責任（特に過失責任）、債務不履行責任／瑕疵担保責任 等の回避要件

^{*3}：「再生」は録音録画物に音や影像として固定されている著作物の上演演奏口述を機器の操作によって再現することで、著作物を有形的に複製する複製（著2. I 15号）とは異なる。公衆送信、放送、上映もある種の再生行為であるが著作権法はこれらの利用形態を別個に扱い、公衆送信、放送、上映の権利が動く。

^{*4}：映画内の個々の著作物を「時間軸上で編集」する行為を著作権法でどのように位置づけるのか？例えば、翻案権の動く要約とみるか、動かない要旨と解するか？、また、単なる複製と解するか？。多々の異論が考えられるが、時間軸上の編集物は原映画著作物に比べて非常に短く原作品が表現している著作者の思想感情を感得させるものではないことから、翻案権は動かない使用と解する。但し、著29条（映画の著作物の著作権の帰属）は、映画の著作物の時間軸上の編集を（立法事実として）想定していないことから、時間軸上の編集（著作物の複製）では（映画内の）保護著作物の複製権が動く（但し、今回対象の著作物の著作権は公有に帰している）とするのが妥当と解する。なお、「時間軸上の編集」論点の判例&判例研究&論説については、時間内でのTV放送のために映画を短縮編集した論点（ex. 同一性保持権）がある程度であり、従来のアナログ技術では時間軸上の編集は困難で問題が顕在化しなかったものと思われる。

3. 具体的措置／行為. 例 : (口頭報告)

要件を充足するシステム及び運用、並びに担保措置 等 (特に アーカイブ 利用者に対し)

①GUI

- ・利用約款 : 文言、表示順序、…
- ・警告と同意行為 : 文言とサイズ、表示の箇所、回数、…
- ・違反行為時 :
- ・表示形態 : サイズ、精細度、…

→ (論点. 例) 表示の手順と内容

②編集テーブル

- ・情報形式 : アナログ化、低精細度、…
- ・利用制限 : 要件確認、署名、…
- ・本人確認 : 登録 (書証)、利用者ID / パスワード、…

→ (論点. 例) 実効性

③セキュリティ／証拠性 (←→ プライバシー保護 等)

- ・権利管理情報 :
- ・利用履歴 :
- ・セキュリティ措置 :

→ (論点. 例) 責任回避、義務充足を認められる行為&レベル

四 おわりに

(以上)